

学校感染症(インフルエンザ等)罹患時の対応と 欠席届手続き



学生

受診し学校感染症(学校保健安全法施行規則第18条)と診断

「**学校感染症就学許可証明書**」を医師に書いてもらう。

※大学ホームページよりダウンロード可。

「**学校感染症就学許可証明書**」に記載されている就学禁止期間を守り、自宅待機。

※部活動・サークル活動・アルバイトへの参加不可。

就学許可日に登校。※自己判断しないこと。



担任・GT・部活動サークル顧問に連絡。



教職員

保健センターへ
電話(011-387-3984)か
メールで報告。

登校後、「**学校感染症就学許可証明書**」に
記載されている就学許可日以降7日以内に、
学習支援オフィスにある「**欠席届**」を記入し、
「**学校感染症就学許可証明書**」と
「**欠席届**」を保健センターへ提出し証明印を
受ける。

保健センター

情報収集

濃厚接触者の確認・対応。
医療機関への受診勧奨。

情報収集、感染症発症状況
の周知・情報伝達

学生ポータルサイトで発信。
教職員へのメール周知。
学内掲示板

感染予防・拡大防止対策。

手指消毒液の設置
マスク
咳エチケットの徹底
体温計の管理



保健センターにて処理後、「**学校感染症就学許可証明書**」と「**欠席届**」をコピーし、欠
席した科目担当教員に提出。